徳 山 市 新南陽市 熊 毛 町 鹿 野 町

会群協議会つりしか VOL.2 2002.9

発行/徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会編集/合併協議会事務局徳山市代々木通一丁目2番地TEL(0834)22-8245 FAX(0834)22-8246 E-mail:shunan-gp@mx5.tiki.ne.jp ホームページ http://ww5.tiki.ne.jp/~shunan-gp





合併協議会つうしん (2)

併に関する議案の審議が行われます。

今後は、2市2町のそれぞれの議会で、

来年4月21日、

周南市誕生に向けての合

合併協議会会長 徳山市長 村 和 登 河

このたび、栄えある2市2町の合併協定書の調印を滞りな く終えることができましたことは、長年、この日を夢見てお りました私にとりまして感慨無量であり、喜びに耐えないと ころであります。皆様方のご協力に対しまして心から感謝申 し上げます。

振り返りますと、この周南地域の合併問題は、既に10数 年前から論議され、21世紀へと引き継がれた歴史的な課題 でありまして、青年会議所や女性団体の皆様をはじめ多くの 先達が崇高なまちづくりへの理想のもと、周南地域の将来の あるべき姿を目指して頑張ってこられたところでございます。

こうした活動は、各方面に脈々と受け継がれるとともに裾 野を広げ、民間・議会・行政が自治体の枠を越えた一体的な 取り組みを進めた結果、今日を迎えられたわけであります。

周南地域は、既に生活圏、経済圏が一体となっており、最 早、合併の実現は時代の要請でもあります。こうした時期に 私は徳山市長として市政を預かり、また、合併協議会の会長 という大役を仰せつかりましたことは誠に光栄であり、微力 ながら合併に尽力できましたことを最大の喜びとするもので あります。

子ども達の未来に夢を託せる、山口県で一番元気のある中 核都市を目指してこれからも頑張って参りたいと思っており ますので、皆様方の更なるご支援、ご協力をよろしくお願い 申し上げます。

終わりに、本日まで支えていただきました、吉村新南陽市 長さん、大田熊毛町長さん、岡林鹿野町長さん、そして、誠 心誠意、合併に取り組んでいただきました合併協議会委員の 皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

日」「新市の名称」「新市の

て位置づける。

「合併の方式」「

合併の期

第7回合併協議会終了後、2市2町の長による合併協定調印式が開催されました。 河村徳山市長、 2市2町の市長、 引き続き、 合併協議会事務局からこれまでの合併協議会の経過報告が行われた 吉村新南陽市長、 立会人として2市2町合併協議会委員が署名・押印を行い 町長から、 大田熊毛町長、 これまでの合併協議を振り返ってのあいさ 岡林鹿野町長が合併協定書に

ました。

つがありました。 最後に、 調印を行い、

印式では、



4 月 24 日

2市2町合併協議会

設立会議を設置。

2月25日 2市2町の長が2市

を終了。その後の合併手続き 町合併協議会のすべての協議

への移行が、困難な状況となる。

2町の先行合併を表明

の長

議会の議長、

民間学識

連絡調整機関として2市2町

法定協設置のための事前

主な申し合わせ事項

経験者の計12名で構成

的には、 町の先行合併であり、 2市2町の合併は、 下松市はもとより 3市2 将来

光市や大和町をも視野にい

れた合併をめざすものとし

·**月**17日 下松市を含む3市2 <mark>成</mark> 14 年

平

過

5月開催の臨時議会 会」を新たに加える。 2市2町

合併協定項目に「地域審議 調整方針を最大限に尊重する。 3市2町合併協議会の協議

まま引き継ぐ。

3市2町の調整方針をその 事務所の位置」については、 (3) 合併協議会つうしん



度野町長 岡林久熊

本日は、2市2町の合併協定調印式が 厳粛に滞りなく運びましたことを、まずもって皆様方とともにお慶び申し上 げたいと存じます。また、これまでの 皆様方のご協力、ご尽力に対しまして、 改めて厚くお礼申し上げる次第です。 特に、河村会長さんにおかれましては、 会長としての重責を務められ、いろい るお骨折りをいただきましたことに対 しまして、ここに再度お礼申し上げた いと思います。

これから鹿野町といたしましては、 合併議案を議会に提案申し上げ、議会 の皆様方のご理解をいただき、議決を 賜るように努力をして参りたいと思っ ています。

また、合併準備につきましては、首長同士が協議を重ね、組織機構等細部につきまして、効率的で、かつ、住民サービスが低下しないように、4人の首長が力を合わせて、取り組んで参りたいと思っております。

今後におきましても、皆様方のご協力をいただき、皆様方の知恵と心と力を一つにして、新しい周南市を誕生させ、県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造をめざして、皆様方とともにがんばって参りたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。



熊毛町長 大田良充

本日のこの合併協定書の調印という 日を迎え、本当に感慨ひとしおでござ います。

本町におきましては、いろいろなこと等がありますけれども、私はこの合併協議につきまして、3市2町から2市2町の先行合併となりましたけれども、最高の選択肢であり協議内容であるとこのように申し上げてまいりました。

私は、この立派な協定内容でもって、 新しいまちづくりをぜひとも進めてい きたい、このような思いでございます。

これからいろいろなルールにのって これらを進めていくわけでございます けれども、来年の4月21日の合併をめ ざして頑張ってまいります。どうぞ、 あらためて皆様方のご支援ご理解を賜 りますようよろしくお願いを申し上げ たいと思います。

また、本日まで合併協議にお関わりになりました皆様方に心から感謝、お礼を申し上げまして、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。 誠にありがとうございました。



新南陽市長 吉村 徳昌

一言お礼を申し上げます。各委員の皆様方のご協力によりまして、本日合併協定書に調印をすることができました。心より感謝を申し上げます。

今、時代は大きく変化をしておりまして、当初3市2町で立ち上げました法定合併協議会の時期からここ2、3年の間に、国の市町村に対する財政的な対応が大変厳しくなってまいりました。これに伴い、地方自治体を取り巻く環境も大変厳しくなり、効率的な財政運営をするためには適正規模の自治体にならざるを得なくなったと考えております。

そうした状況の中で、本日の合併協 定書の調印は、大変喜ばしいことと思 っております。

これからそれぞれの議会で議決をいただく手続きが残っておりますが、来年4月の新市誕生に向けて、皆様方にはこれまで以上にご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

項目は、次頁からを参照して第3回合併協議会以降の決定

8月19日 8月10日 8月5日 7 月 29 日 7 月 24 日 7 月 13 日 8 月 27 日 **月**27 日 合併協定調印式 第7回合併協議会 第6回合併協議会 第4回幹事会 第4回合併協議会 第3回幹事会 第3回合併協議会 第5回合併協議会

・**月**5日 第2回幹事会 取扱い」「地域審議会」を決定。 「町・字名の取扱い」「慣行の 公共的区位等の耳折し」

別 数及び任期等の取扱い」「 取扱い」「農業委員会委員の定 職の職員の身分の取扱い」「 公共的 職の 議会議員の定数及び任期 職員の身分の 寸 体 等の 取扱 取 扱 ١J ŀ١ 特 般

6月2日 第2回合併協議会6月17日 第1回幹事会

17、電算の管理運営」を決定。の位置」「条例、規則等の取扱「新市の名称」「新市の事務所「合併の方式」「合併の期日」

段置。 熊毛町・鹿野町合併協議会を6月1日 徳山市・新南陽市・

可決される。
可決される。
のそれぞれの議会で、賛成多



が行われ、決定されました。 ターで開催され、 目の4議案について協議調整 周南地域地場産業振興セン 合併協定項

財産及び公の施設の取扱い

公の施設は、 2市2町の所有する財産及び すべて新市に引き

組織及び機構

整備方針は次のとおりとする。 効率化に努め、規模等の適正化 にその組織及び運営の見直し、 新市における組織及び機構の ただし、新市においては、常

組織機構を整備する。 次の事項を基本として新市の 新市移行後も住民サービ

総括調整方針 を図るものとする。

に十分配慮した組織機構 スの低下をきたさないよう

住民サー ビスを提供する総合 において処理する事務を除き の区域を所管区域とし、本庁 かりやすい組織機構 市民が利用しやすく、 わ

(2)

- (3) ることができる組織機構 市民の声を適正に反映す
- (5) (4) 簡素で効率的な組織機構 新市建設計画を円滑に遂

行できる組織機構

(4)

2市2町の支所、

出先機

が決定されました。

- (6) すく、責任の所在が明確な 指揮命令系統がわかりや
- (7)きる組織機構 地方分権に柔軟に対応で
- 個別整備方針 (8)に対応できる組織機構 新たな行政課題に速やか
- とし、合併時においては2 市2町の現有庁舎を有効活 新市の組織は本庁と支所
- (2)を除き総合支所として設置 鹿野町役場については、現 行組織から管理機能の一部 新南陽市役所、 徳山市役所を本庁とし、 熊毛町役場、
- に関する事務を所掌する。 務、管理事務及び総合支所 の所管する区域以外の市域 総合支所は、合併前の市町 本庁は、 施策、 総合的な調整事 市全体に係る政

の実現を任務とする。 に予定される地域別整備方針 画立案し、また新市建設計画 を対象とした地域振興策を企 域振興の拠点として所管区域 行政機関であるとともに、

(5)属機関については、 る行政委員会、委員及び附 関は現行のまま存続する。 して統合する。 2市2町に設置されてい

に配慮し適切な措置を講ずる は、実態を考慮して整備する。 れている附属機関等について また、委員構成等について 地域性により独自に設置さ 2市2町の実状、 地域性

《委員からの主な意見等》

ど役割分担を考察し、行政の 行政、民間、ボランティアな 革を推進していくべきである。 新市においても鋭意行財政改 スリム化を図るべきである。

総括調整方針 使用料・手数料の取扱い

間で同一又は類似の施設の使用 料については、可能な限り統一 や住民負担に配慮し、2市2町 に努めるものとする。 新市の速やかな一体性の確保 ただし、差異の著しいものや

原則と

総括調整方針

かる各種制度については、健全 れるよう、次の考え方で調整す よる住民生活の質的向上が図ら 財政に配慮しつつ、合併効果に 住民負担、行政サービスにか

する。 時代のニー ズに配慮し調整 子高齢化・情報化社会等、 各種制度については、少

- (2)とならないよう調整に努め 体的に住民にとって不利益 各種制度については、 総
- (3)市全体の均衡を保ち、 各種制度については、 体 新

個々の使用料・手数料の取扱い 能な限り統一に努めるものとする。 は、当分の間現行のとおりとする。 事情により調整が困難なもの この総括調整方針に基づき、 また、手数料については、可

果は、表1(次頁)のとおりです。 主な使用料・手数料の調整結

《委員からの主な意見等》

けるべきではないか。 での使用では、料金格差を設 住民活動での使用と営利目的

ピスにかかる各種制度の その他住民負担・行政サー

都市計画区域及び用途地域

るものとする。

√■2市は下松市、 が、鹿野町には都市計画区域の 周南都市計画を、 指定はありません。 で熊毛都市計画を定めています 熊毛町は単独 光市とともに

性の確保ができるよう速や かな統合に努める。

れます。 14項目について協議調整が行わ この総括調整方針に基づき、

都市計画・建設事業

度等を創設する。 で管理するものとし、 認定外道路、生活道路の3区分 市町道等の管理等は、 新たに制 市道、

おいて、既に市町道に認定され する。ただし、合併前の市町に 以上とし、新たに制度等を創設 ている道路については市道とす 定基準を基本に道路幅員は4m 市道の認定基準は、2市の認

も踏まえ対応する。 はじめ、都市計画審議会の意見 は、新市の基本構想や都市計画 区域区分等の見直しを行う場合 は、新市に移行後も現行どおり マスター プラン等との整合性を 市街化区域と市街化調整区域の とする。なお、都市計画区域や

とするが、

将来的には賦課につ

現行のまま新市に引き継ぐこと

下水道受益者負担金制度は、

表1【主な使用料・手数料の調整結果】

 $\overline{\times}$ 分 調 整 結 果 使用者の急激な負担増を考慮し、新市に移行後も当分 市営住宅の使用料 の間現行どおりとし、随時調整する。 下水道使用料 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 授業料(保育料)については、国の交付税基準と同じ額で 公立幼稚園の授業 調整する。ただし、入園料については、廃止の方向で 料・入園料 検討する。 各施設の状況が違うため、当面は現行の使用料とするが、 公民館の使用料 新市に移行後、速やかに調整する。 新市では、利用目的に応じた全体的な調整が必要であり、 体育施設の使用料 新市に移行後、速やかに調整する。 火葬施設の使用料は、無料とする。 斎場・火葬施設の 施設の共通使用について、一部事務組合との調整が必 使用料 要であり、新市移行後、速やかに調整する。 証明手数料 閲覧・照合手数料 1件200円で調整する。 交付手数料 し尿処理手数料 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 定時収集の処理手数料は、無料とする。ただし、指定 ごみ処理手数料 袋代は実費とする。 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 粗大ごみ処理手数料

表2【主な教育事業の調整結果】

区分	調整結果
奨学金貸付事業	徳山市の例により調整する。ただし、貸付額について は上位のものに合わせる。
通学区域(小·中学校)	新市に移行後、速やかに調整する。
学校給食の状況	給食費については、新市に移行後、速やかに調整する。 給食調理法式については、現行のまま新市に引き継ぐ。 業務委託については、現行のまま新市に引き継ぐ。
公民館の管理、 使用基準	新南陽市の例により調整する。ただし、休館日については、12月29日から翌年の1月3日までとし、使用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。
文化財の状況	国、県、市町指定の文化財は、現行のまま新市に引き継ぐ。

て新たに制度を創設する。

ただ

情報公開制度は、新市にお

情報公開制度

考に、新たに制度等を創設する。 のまま新市に引き継ぐ 報公開制度の例による。 については、旧市町の従前の情 は、法律に基づくもので、 し、合併前の各市町の情報公開 表彰制度 市長・町長の資産等の 新市では、 他市の状況等を参 公開

区域は新市移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整する。 に統合するが、

環境衛生、環境保全事業 **し尿収集**は、徳山市の例によ

けています。

漸新南陽市と鹿野町が制度を設

いての検討を行うものとする。

学徳山市の収集体制は、委託方式。 2 回 徳山市の収集方法は、1ヶ月1 臨時の4区分を設定。 回、1ヶ月2回、2ヶ月1回、 地区により1ヶ月1回、 熊毛町は 1ヶ月

消防団員の定員、

任期、

定年

新市移行後、

速やかに調整

消防・防災事業

する。

消防団組織は、

合併時に

分団組織や管轄

整する 分の間現行どおりとし、 ごみ収集は、 新市移行後も当 随時調

売方法については、 指定ごみ袋は、 速やかに調整する。 販売価格や販 新市に移行

表2のとおりです。 教育事業 主な教育事業の調整結果は

収集方法は、 り調整する。 とする 当面現行のとおり ただし、 熊毛町の

《委員からの主な意見等》

保健・福祉事業

限り住民が利用しやすいよう 給食の民間委託を行う方向で 行政改革の一環として、学校 な調整に努めるべきである。 公民館の使用基準は、 調整案が修正されました。) 休館日・使用時間につい できる

安全・衛生を第

なければならない。

一に考え

学校給食の委託を行う場合 進めるべきである。

介護保険制度

介護保険給付は、

新市に引き継ぐ。

介護保険料(第1号被保険者

なお、支払い回数は10期と

期を参考に新市に移行後、 かに調整する。 算し、国の基準に従って決定す し、納期限については他費目納 保険料) は、新市において再計

います。 います。 調整が行われています。 いては介護保険における利用者 環境づくりに配慮し調整されて ービスは高い水準に調整されて 果は、表3(次頁)のとおりです。 負担を参考にしながら利用料の 化社会に配慮し、 主な保健・福祉事業の調整結 保健・福祉事業は、 また、高齢者福祉につ 特に子育てをしやすい 可能な限りサ 現行のまま 少子高齢 合併協議会つうしん (6)



案

地方税の取扱い

町たばこ税、鉱産税、特別土地 税、固定資産税、軽自動車税、市 2市2町に関係する市町税 個人市町民税、法人市町民

である。

で、その時期については未定 の見直しを行うこととなるの 会の意見等を踏まえ都市計画 決定されました。 ついて協議調整が行われ、 合併協定項目の3議案に

> 保有税の普通税と、都市計画税 入湯税の目的税があります。

> > な会議みたいだけ なんだか難しそう

ての協議が開始されました。 また、新市建設計画につい

頁)のとおり決定されました。 め、協議調整が行われ、表4(次 《委員からの主な意見等》 納期に若干の差異があるた これらの税目について、税率

市計画税の賦課について、具 体的な時期を示して欲しい。 都市計画の見直しに伴う都

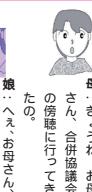
新市において都市計画審議

母:面白いとか、そういう問題 **&子** : わかった!僕の給食費が なって思ってね。 ら、どんなふうにかわるのか わったりするって聞いたか なったらいろいろと制度が変 育とか福祉とか...新しい市に じゃないのよ。今日はね、 ど面白いの?

母:いやね、まあ、それもある 姉のお姉さん、もうすぐ赤ち けど... じゃなくて、ほら、従 高くならないか心配したん

表3【主な保健・福祉事業の調整結果】

[]	区 分	調整結果		
保育	育料	新南陽市の例により、同一世帯から入所している第		
		2子以降については無料とする。		
		ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基		
		準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。		
乳丝	力児医療	新南陽市・鹿野町の例により、対象者の所得制限を		
		設けない。		
母于	子・父子医療	徳山市の例により母子・父子家庭に対する医療費の		
		助成を実施し、県制度にあわせ対象者に対しては所		
		得制限を設ける。		
児童	置クラブ	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整		
		する。ただし、保育料は月額2,000円とする。		
福祉タクシ -		徳山市・新南陽市の例により、助成回数は年間1人		
		48枚以内とし、人工透析をしている者には、さらに		
		48枚以内で追加する。		
重月	度心身障害児	新南陽市の例により調整する。		
(者))福祉手当	【手当額】		
		2級以上の障害又は知能指数が35以下の児童		
		: 月額 4,200円		
		3級の障害又は知能指数が50以下の児童		
		: 月額 2,500円		
		3級以上の障害又は知能指数が50以下の障害者		
		: 月額 1,000円		
重度	度心身障害者	徳山市・新南陽市・熊毛町の例により、県制度に合		
医报		わせ対象者には所得制限を設ける。		
	デイ	徳山市・新南陽市の例により、利用料は1回800円		
介護	サービス	とし、送迎は無料とする。ただし、入浴設備の無い		
護予	サービス	施設では、利用料100円を減額する。		
防	ショ - ト ステイ	徳山市の例により、利用料は1日につき400円とし、		
生		これに給食費として1食につき400円を加算する。		
生活支援事	ホ - ム	新南陽市の例により、訪問回数は週2回とし、利用料は		
援	ヘルプ	1 時間当り150円とする。		
事業	サ - ビス	熊毛町の制度は、有償ボランティア制度として再編		
		成する。		
配包	食サービス	全市域を対象とし、利用料金、配食回数・時期につい		
		ては、新市移行後、速やかに調整する。		
緊急通報装置		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整		
		する。		
敬る		75歳以上の者に一律支給する。ただし、支給額につ		
		いては新市に移行後、速やかに調整する。		
乳幼児健康診査		現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、2歳児健診は他		
		の制度で対応するため廃止する。		
妊如	帚健康診査	定期検査の回数は3回とし、超音波検査については		
		35歳以上1回実施する。		



母:きょうね、お母 さん、合併協議会 の傍聴に行ってき

た、ある家族での会話です。 こうした協議結果をもとにし が協議されました。 たちの生活に関わりの深い内容 や「保健・福祉事業」など、



表5【補助金・交付金等の調整万針の分類】						
調整方針の分類	補助金(例)					
現行のまま新市	私立幼稚園助成(就園奨励費、運営費)、					
に引き継ぐ	遠距離児童・生徒通学費補助、さかなまつ					
	り開催費補助など14件					
いずれかの市や	ごみ収集場所整備費補助金、ねたきり老					
町の例により調整する	人訪問理髪サービス、はり・きゅう施術費					
売りの	補助など24件					
新たに制度等を	自治会集会所建設費補助、私立幼稚園助					
創設する	成(園児保護者)、農業近代化資金など5件					
新市に移行後速	文書配付等報償金、防犯灯設置費補助、					
やかに調整する	緑化・花いっぱい推進事業、社会教育団体					
	等補助、スポーツ推進団体補助など17件					
新市に移行後も	合併処理浄化槽設置整備事業補助金、資					
当分の間現行ど	源ごみ回収事業報奨金、社会福祉団体補助、					
おりとし、随時 調整する	老人クラブ助成、民生児童委員協議会補助、					
	土地改良事業補助など21件					
廃止の方向で検	納期前納付報奨金、納税貯蓄組合事務費					
討する	補助金の2件					

表4【税目と調整結果】

	D. FINH CHATCHANG						
税 目	調整結果						
個人市民税	均等割については、地方税法に規定する標						
	準税率(2,500円)を採用するが、新南陽市						
	と2町は、合併年度とこれに続く5年度間						
	は不均一課税とする。						
法人市民税	地方税法に規定する制限税率(14.7%)を採						
	用するが、鹿野町の法人は、合併年度とこ						
	れに続く5年度間は不均一課税とする。						
固定資産税 税率は現行どおり1.4%とする。							
	納期は、5・7・12・2月とする。						
都市計画税	税率は現行どおり0.2%とする。						
軽自動車税	軽自動車の種類は、徳山市と鹿野町に規定						
	がある「専ら雪上を走行するもの」を含め						
	たものとする。						
	納期については、5月とする。						
市たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。						
鉱産税	徳山市と2町の例により調整する。						
特別土地保有税	免税点が5,000㎡未満となる。						
入湯税	熊毛町の例により調整する。						

総括調整方針

が行われています。

補助金、交付金等について調整 決定され、これに基づき個別の め、総括調整方針が次のとおり り多種多様にわたっているた 史・伝統的諸条件等の相違によ 度も社会・経済的諸条件や歴 や交付金を交付しており、

す る。 補助金については次のとおりと し、調整するものとする。なお、 従来からの経緯、 補助金、交付金等については、 実績等に配慮

2市2町で同一あるいは

が必要ではないか。 廃止するまでには、

ついては、統合するよう調 ように調整する。 いては、従来の実績を尊重 し、市域全体の均衡を保つ 同種の補助金については、 できるだけ早い機会に関係 整理統合できる補助金に 各市町独自の補助金につ 「体等の理解と協力を得て、 一の方向で調整する。

結果は、表5のとおりです。 資源ごみ回収事業報奨金につ 主な補助金・交付金等の調整

いるが、

新南陽市と鹿野町は高

例による」とした調整案を「当 いて、協議の結果、「熊毛町の あんま・マッサージも含めている。 齢者福祉として実施している。 なお、熊毛町においては、 徳山市は制度を設けてい

成12年度から制度を廃止している。 整する」に修正されました。 度を設けていない。鹿野町も、 を設けているが、新南陽市は制 分の間現行どおりとし、随時調 ごみの分別収集の実施に伴い平 「現状】徳山市と熊毛町は制

として、各種団体に対し補助金

2市2町は、それぞれの施策 補助金、交付金等の取扱い

《委員からの主な意見等》

子どもの環境教育であるとと 要で、こうした事業は廃止す 施している現状では、 ごみの分別収集を各市町が実 ての役割は大きい。 もに地域のふれあい活動とし る方向で検討すべきである。 対しその徹底を図ることが重 住民に

実態を調査する中で検討してい が出されましたが、「国保制度 いて、委員から「熊毛町の例に く」とし調整案どおり決定され て位置付ており、新市での利用 を補完する高齢者福祉制度とし より調整できないか」との意見 はり・きゅう施術費補助につ

【現状】熊毛町は全町民を対象 とした福祉施策として実施して 娘:それなら引っ越さなくても 母:一つひとつはそんなに難し これは合併後は周南市全域で 南陽市の例により」、って所 ほらね保育園の保育料は「新 この制度が使われるってこと いことばかりじゃないの。 がついているでしょう。

も2人が同時に通っていたら 機会に保育料の制度が良い新 もらうことを考えてて、この 子と一緒に保育園に預かって う。仕事も続けたいから上の ゃんが生まれたりするでしょ 南陽に引っ越そうかって言っ てたのね 娘:お姉さん、 陽市なら赤ちゃん を保育園に入れて



母:そうそう。それに、乳幼児 の医療費も所得に関係なく助 かるって言ってたよね。 1人は保育料が無料だから助

息子:僕には難しい 成をしているしね。でもね、 ほら今日もらってきた資料を

周知期間

息子:ふーん、でも僕たちはも う小学生だから、あまり関係 とができるね。 供たちを保育園に通わせるこ 住み慣れた場所で安心して子

その他住民負担・行政サ

- ビスにかかる各種制度

17万人のまちづくり 21のリーディングプロジェクト

《都市のグレードアップ》 拠 都市基盤・機能を高める重点事業 点 ①中心市街地活性化事業 性 の ②新たな交流拠点施設整備事業 向 ③徳山下松港港湾整備事業 上 ④行政機構機能アップ促進事業 《住民福祉の向上》 安全で快適な暮らしの実現のための事業 豐 ⑤学び・交流プラザ整備事業 か 6資源循環型社会形成事業 ⑦快適な水道基盤整備事業 さ ⑧情報通信基盤整備事業 **ഗ** ⑨子育てサポート事業 創 10高齢者いきいき事業 ①文化・芸術活動支援事業 造 12国際交流事業 13ファンタジアファーム整備事業 《一体感のあるまちづくり》 地域内交流、連携を促進するための事業 14幹線道路網整備事業 15公共交通機関の拡充整備 体 16市民参加型イベントの創造事業 性 ⑦地域コミュニティ形成事業 0 18合併記念公園化整備事業(追加) 《地域の均衡ある発展》 確 地域の特性に応じた振興を図るための事業 保 19コアプラザ熊毛整備事業 ②コアプラザ鹿野整備事業

身体障害者)は⑩円とする。 する。ただし、70歳以上・その と共に加入する場合は免除)と 通遺児・知的障害者・6級以上の 他(生活保護世帯・母子世帯・交

中学生等海外派遣事業は、

住者に限る。 加入資格は、新市区域内の居

数を、月2回とする。

広報活動は、広報紙の発行回

広報・公聴事業 の取扱い

じ1万~30万円を支給する。 傷害見舞金は、傷害の程度に応 金は現行どおり⑩万円とする。 傷害見舞金のうち、死亡見舞

国際交流等事業

姉妹都市縁組は、

現行のまま

等を創設する

交通安全対策事業

度や市政懇談会等、新たに制度

公聴活動は、市政モニター制

ては、新たに制度等を創設する。

イアの活用等の広報活動につい

広報モニター 制度や電波メデ

認した後、 新市に引き継ぐが、合併調印後、 で協議をすすめる。 相手の姉妹都市縁組の意思を確 改めて調印する方向

同様な制度はできるだけ一本化 国際交流事業は、新市移行後、

中学生以下⑩円(但し、

保護者

加入申込み金は、

大人50円、

により運営する。

は、次のとおりです。

交通災害共済制度の調整結果

運営方法は、新市で直営方式

助率については、2/3とする。 速やかに調整する。 り多くの生徒を派遣する方向 で、新たに制度等を創設し、 し、国際交流事業の拡充に向け

協

新市建設計画

本計画の概要は、 次のとおり

合併の必要性

づくり 地方分権時代に対応したまち

行財政基盤の強化と住民福祉

の維持向上 生活圏の一体化に伴う行政の

議

(2)

設定 2011年の人口を17万人と

娘:合併でいろいろ変わるって

ことはわかったけど、

元の制

利用しやすくなるわよ。

料になるからこれまで以上に や郷土美術資料館の入園が無

(3) 新市建設計画の概要

平成24年度までの10年間 計画期間は、平成15年度から

です。 踏み出す重要な意味をもつもの る中核都市づくりへの第一歩を あり、将来的には光市、大和町 含む3市2町の「先行合併」で づけられ、周南地域の目標であ を含む周南地域全域をも見据え た合併を目指すものとして位置 2市2町の合併は、下松市を

ドする「元気発信都市」の創造』 を基本目標に掲げ全国有数の工 このため、『県勢発展をリー

新市建設計画とは、合併後の 市建設計画に盛り込むべき事項 作成されるものです。なお、新 分配慮し、 新市の均衡ある発展、などに十 果的な推進、 容は、新市建設の総合的かつ効 まちづくりのマスタープランと やかな確立、住民福祉の向上、 しての役割を果たすものです。 この新市建設計画の具体的内 合併協議会において 新市の一体性の速 母:そんなことないわよ。合併 息子:でも、大人の人の話って っていうのは赤ちゃんから高 僕たちにも嬉しいこととかな 感じがするんだよね。 はおかしいでしょう? ちに興味をもたないというの となんだから。自分の住むま 齢者までみんなに関係するこ ない話みたいだなあ

る法律に示されています。 は、市町村の合併の特例に関す

母:一つの市になったら動物園

例えば

新市の概況と主要指標

新市建設の基本方針

ゃないのかな。

まり変化は感じられないんじ 度と同じになる市町村ではあ

"基本目標"

んだ。 と改善が必要なところがある 父:そんなことはな いんだよ。どこの 市町村にも良い所

-ビスシステム構築事業

度も大きな会議が開かれた 方に合わせると言うのは難し 行政サービスのすべてを良い 住みやすい市にするために何 いけれど、市民のためにより 説明会が開かれたりして

息子:そうなんだ、お父さん。 僕も いるんだよ。 ずっとこの町に住みた

Ŕ

産業地区、

中山間部及び島

都心地区、

都市地区

郊外地

土地利用と地区別整備の方向

地域社会の形成

ています。

リーディングプロジェクト 全国有数の産業集積など、

ットワーク型都市の形成

複数の地域核を持つ多極ネ

自然と共生したゆとりある

心の形成

りを進めていくこととしていま きるよう、 業の集積によって雇用を創出 枢管理機能、 業集積地としての地域特性を最 の高い暮らしや豊かさを実感で 展・成長を促す一方、 大限生かし、 バランスの取れたまちづく 都市としての自立的な発 地域間の さらには多様な産 高次都市機能や中 一体性を高 住民が質

"中核都市像

て

メイン事業をリー ディング

わしい事業を位置づけている。 だまちづくりを推進するにふさ

8頁に掲載

市像の実現にむけた施策とし

とによって、

元気で活力にとん

事業をスケールアップさせるこ であった新規事業や既存の事務 2町の都市規模では実現が困難 の3つの視点から、従来の2市 かさの創造』『一体性の確保』 限活用し、『拠点性の向上』『豊 南地域に備わった優位性を最大

新市がめざすところの中核都

(6)

新市建設の根幹となる事業

ちづくりを進める。

用を図り、

総合的、

計画的なま

の地区の特性を生かした有効利

しょ部地区に大別し、

それぞれ

然に満ちた生活文化都市。 "基本方針" 『未来を拓く活力と豊かな自

> もに主要施策を体系的に整理し プロジェクトと位置づけるとと

まちづくりの基本方針

快適で彩あふれる生活都市

ゆとりとうるおいに満ちた 【財政計画(10年間)に盛り込まれた主な内容】

市政運営の基本方針

未来を拓く創造都市

人と地球にやさしい安全都市

政策形成能力の向上

行財政の効果的・効率的運営

住民参加の促進

文化都市

行政サービス・住民負担の格差是正のための経費(試算額45億円)

- ビス拡充に伴う歳出増による経費

合併に伴う節減経費(削減可能額 89億円)

議会議員などの削減による人件費節減経費

(5)

新市の建設方向

都市構造

ク化と地域連携軸の形成

広域活力創造圏ネットワー

高次都市機能が集積した都

国財政支援措置等を活用した事業の経費(試算額441億9千万円)

合併特例債適用事業にかかる経費(414億円) の他国の財政支援措置を適用した事業にかかる経費(27億9千万円)

【財政計画(普通会計・10年間の総額)】





ごとに、 針として、

置等をも活用し、堅実な財政運 営を基調としています 等を反映しています。さらに、 経費や合併に伴う主な節減経費 政サービスの格差是正のための 調整方針に基づく住民負担・行 するとともに、合併協議会での 経済情勢等を勘案しながら推計 合併特例債等の国の財政支援措 新市の10年間の財政運営の指 現況及び過去の実績や 歳入・歳出を各項目

主要施

設の整備状況等を踏まえつつ、 クトを含めて一体的に展開する。 体系化し、リー ディングプロジェ 新市の更なる発展と市民生活の の総合計画、 まちづくりの基本方針に基づき 層の向上を図るものとして、 既存の広域圏計画、2市2町 行政制度や公共施

公共施設の統合整備

母・そうね。

今まではなんとな

ると安心するだろう?

って決まっていくのかが見え つの制度やサービスがどうや

くだったけど、考えてみたら

これから新市で育っていく子

体制の拡充も併せ検討する。 ビスを享受できるよう、未設置 が等しく保健・福祉・医療サー や地域間バランスなどを十分に 合整備を検討する。特に、)域の解消を図ることを目標 市民の意向をはじめ地域特件 施設の適正配置やサービス 重複する公共施設の統 市民

母:いいわね。 てみるわ。 じゃない?

息子:僕たちのこともあっ たら

いから、

もっとよくしてほし

父:お母さんが合併協議会を傍

聴に行ったのはとてもいいこ

とだったね。テレビや新聞で

見るのとは違って、

一つひと

校の通学区にも変化があるっ

んあるのよね。

小学校や中学

て聞くし。でも、いつも合併

なきゃ いけないこともたくさ 供たちのためにも知っておか

(8)財政計画

父:合併協議会のホームペー からないわ。 ないし。 知りたいことがあっ 協議会に参加できるわけでも てもどこに聞けばいいのかわ

きるんだ。インターネット好 の予定なんかも見ることがで 話し合われたことやこれから があるはずだよ。 これまでに きのお母さんにはもってこい 早速そちらも

母:まかせておいて!

また教えてね。

(おわり)

項目の内訳は上図のとおりです。

財政計画の10年間の総額と各

合併協議会つうしん



あるまちづくりをしていこう。 他に類をみないような、 特色

都市として発展するには、 1に拠点性の向上を図るべき 第

用の創出を図ることが大事で 魅力ある都市づくりをし、 けじめとして必要と思う。

定されました。 ついて協議調整が行われ、

して提出されることとなりま いては、前回に引き続き協議 また、「新市建設計画」 合併協定項目の議案3件に 次回議案と につ



能を十分検討する必要がある。

合併記念公園化整備事業は、

(10)

《委員からの主な意見等》

新たな交流拠点施設は、十分

に利用される施設として、機

が行われた結果、

国民健康保険制度の取扱い

取り組みをすることとなりました。 保制度の健全運営を図るための 財政支援措置が経過した後の国 慮し、国保会計に3年を限度と 新市において検討機関を設置、 ととなりました。このことから、 して5億円の財政支援を行うこ 新市における国民健康保険制 合併による急激な負担増に配

案

表6【国民健康保険制度の調整結果】

区分	調整結果					
賦課形態	保険料とする。					
賦課方式	均等割・平等割・所得割の3方式とする。					
	応益割と応能割の割合を50対50に近づける平準化方式とし、					
	料率を統一する。					
賦課割合	ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずるこ					
	ととしますが、金額は財政計画で定めることとし、期間に					
	ついては3年限度を目安とする。					
保険料の減額	平準化に伴い、所得に応じ7割・5割・2割の減額とする。					
納付回数	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別					
利约1.7 四支X	に調整する。					
納入(納税)組合	廃止の方向で検討する。					
任意給付	徳山市、新南陽市の例により調整する。					
江总和门	出産育児一時金:300,000円、葬祭費:70,000円					
はいきゅう	徳山市、新南陽市の例により、国保事業として調整する。					
施術費の支給	(1日1回、1ヶ月12回まで。助成費:760円、併用は920円)					
人間ドック健診費助成	熊毛町の例により、補助率を90%とする。					
高額療養費貸付	徳山市の例により、貸付対象者に対する所得制限を設けな					
同領据食具具刊	いこととする。					
国民健康保険診療所	現行のまま新市に引き継ぐ。					
介護分の保険料	国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。					

その他住民負担・行政サー

ピスにかかる各種制度の取

整する。

水道事業

については、新市に移行後も当 次のとおりです。 料金、料金体系、水道加入金 上水道事業 主な、水道事業の調整結果は、

水道事業のうち計画給水人口 が101~5,000人を簡易 水道事業、5,001人以上を 上水道事業といいます。 する。

度の調整結果は、表6のとおり

簡易水道事業

ことから、新市に移行後も当分 り同一事業とすることが困難な 20箇所に簡易水道施設が設置さ の間現行どおりとし、 れており、地理的な条件等によ 2市2町には平成14年度現在 随時調整

については、新市に移行後も当 分の間現行どおりとし、 料金、 料金体系、水道加入金 随時調

随時調

分の間現行どおりとし、

整する 同和対策事業

は、平成13年度で終了したが、

同和福祉援護資金貸付事業

ま新市に引き継ぐものとする。 償還業務については、現行のま

《家事用・口径13mmでの現行1ヶ月当り水道料金と加入金》

X	分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
		上水道·簡水	上水道·簡水	簡水	簡 水
使用量	10 m³	1,407円	1,344円	1,036円	945円
	25m³	4,168円	3,612円	2,595円	2,520円
水道加入金		42,000円	52,500円	6,300円	なし

部事務組合 部事務組合等の取扱い

(次頁) のとおりです。 体となっている13の一部事務組 合に関する調整結果は、 2市2町のそれぞれが構成団

の協議会から脱退し、合併の日 に新市で当該協議会に加入す

合併の日の前日をもって関係

協

併の前日までに廃止する)

継

続

協

議

●一部事務組合とは、2以上の

る。(合併協議会については、

合

は、新市の速やかな一体性の確

統合整備に努め

出され、

活発な協議が行われた

だし、

同様な事業を行う財団等 現行どおりとする。

新市建設計画

多くの委員から意見や要望が

当面

た

財

丑

地方公共団体が協議により、

経

るものとする。 立を図るため、

土地開発公社

とすることとなりました。 結果、次のような点を修正事項

で行うために設けるものです。 費を分担して事務の一部を共同

主にごみ・し尿処理や消防な

的な事務処理に活用されていま どの市町村の区域を越えた広域

発公社は、

合併の日の前日まで

に解散する。

地開発公社とし、

他の3土地開

に追加すること。

をリー ディングプロジェクト

合併記念公園化整備事業

ち、1土地開発公社を新市の土

2市2町の土地開発公社のう

表7【一部事務組合の調整結果】

新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県徳山地方養老救護施設組合

合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、 新市におい て事務を行う。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、 市町村非常勤職員公務災害補償組合、 山口県市町村消防団員補償等組合

合併の日の前日をもって関係の 新市で旧市町の区域を対象地区として、 当該組合に加入する。

周南地区衛生施設組合、 周陽環境整備組合, 光地域広域水道企業団、 玖西環境衛生組合、光地区消防組合

合併の日の前日をもって関係の・ -部事務組合から脱退し、 新市の全区域を対象地区として、 当該組合に加入する。

一組合、 山口県市町村災害基金組合

合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

山口県自治会館管理組合

協定項目の協議結果をまと の協議結果とすべての合併 告が行われました。 めた合併協定書について報 新市建設計画の県知事と

号) でお知らせいたします。

合併協定書

合併協定項目をまとめた合併協

掲載しています。

できますし、

ホー

ムページにも

合併協議会事務局で自由に閲覧

合併協議会で協議決定された

は

合併協議会つうしん(特集

第7回 分併協議会 2002.8.27

第6回合併協議会で決定した

新市建設計画

報

り組みを行う旨を追記する。

おり決定されました。 て協議調整が行われ、 置し、水道局の経営基盤の強

して「新市建設計画」

につい

合併協定項目の最後の議案と

組織の合理化に向けた取

の概要の中に、検討機関を設

快適な水道基盤整備事業.

ました。

ての項目の調整結果が確認され

定書(案)の報告があり、

すべ

事務局つうしん

Ιţ の協議資料や会議録は、2市2 り、第3回以降の協議内容をま 会が開催されたことなどによ 町の本庁や支所、閲覧コーナー ご了承ください。 とめての発行となりましたが、 今回の合併協議会つうし 月2回ないし3回合併協議 合併協議会

ります。

新市建設計画の概要について

ました。これにより、合併協議 結果、異議ない旨の回答があり 後、県知事と正式協議を行った

会として最終決定したこととな

次回合併協議会に議案として提 こうした修正事項を踏まえ、

ての協議調整が終了しました。

今回で、35協議項目のすべ

第6回 分併協議会 2002.8.19

出されることとなりました。

案

された新市建設計画(案)は、 律に基づき、県知事に提出し正 市町村の合併の特例の関する法 今後の手続きとして、 原案どおり決定されました。 新市建設計画 本日決定

受けて新市建設計画が最終決定 されることとなります。 式協議を行うこととなります。 その後、県知事からの回答を

合併協議会つうしん (12)



調印式を終え、 協議会委員の皆さんで、 記念撮影

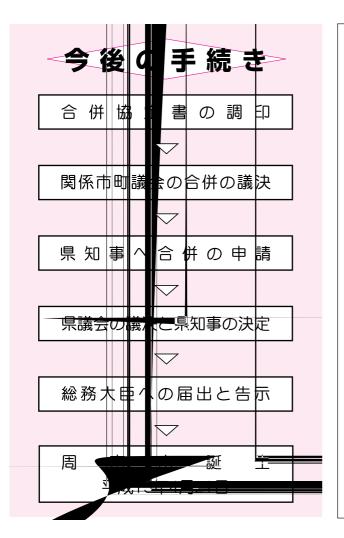
立会人として署名・押印する 協議会委員











調 印

徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町は、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特 例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に 基づく徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会において 上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成14年8月27日

河 科 和 彦 **德山市**



吉村德昌



大田良元縣



野町長 版 杯 久 真色 表歷日

